

各 位

大 阪 市

## 低入札価格調査における「数値的判断基準」について

公共工事の品質確保、安全確保、下請けへのしわ寄せへの懸念から、低入札価格調査において「数値的判断基準」を設定していますが、平成 25 年 4 月 1 日以降に発注する「数値的判断基準」は次のとおりとなります。

## 記

以下に掲げる各工事種目において、入札者が提出した工事費内訳書の表中右記の数値的判断基準未満の場合は落札者となることができません。

1. 土木工事・舗装工事・造園工事・しゅんせつ工事・管更生工事 等  
(土木・舗装・造園工事などに伴う電気工事・電気通信工事・諸設備工事等を含む)

項 目	数 値 的 判 断 基 準
直 接 工 事 費	本市設計金額の 75%
+	+
共 通 仮 設 費	本市設計金額の 70%
+	+
現 場 管 理 費	本市設計金額の 70%
+	+
一 般 管 理 費 等	本市設計金額の 30%
	} 未満の場合

2. 建築工事・給排水衛生冷暖房工事 等  
(建築工事などに伴う電気工事・電気通信工事・諸設備工事等を含む)  
(交通局が発注する電気工事・電気通信工事・諸設備工事)

項 目	数 値 的 判 断 基 準
直 接 工 事 費 (直接工事費－現場管理費相当額※)	本市設計金額の 75%
+	+
共 通 仮 設 費	本市設計金額の 70%
	} 未満の場合
現 場 管 理 費 (現場管理費＋現場管理費相当額※)	本市設計金額の 70%
+	+
一 般 管 理 費 等	本市設計金額の 30%
	} 未満の場合

※現場管理費相当額は、直接工事費の 10%とする。

### 3. 橋梁・鋼管工事（A）鋼桁工事

項 目	数 値 的 判 断 基 準
直 接 経 費 (工場製作工のうち、材料費・製作費・工場塗装費含む)	本市設計金額の 75%
+	+
共 通 仮 設 費 (工場製作工のうち、間接労務費含む)	本市設計金額の 70%
+	+
現 場 管 理 費 (工場製作工のうち、工場管理費含む)	本市設計金額の 70%
+	+
一 般 管 理 費 等	本市設計金額の 30%

} 未満の場合

### 4. 諸設備工事（プラント機械・電気設備）

項 目	数 値 的 判 断 基 準
直 接 経 費 (*機器費+直接工事費)	本市設計金額の 75%
+	+
共 通 仮 設 費	本市設計金額の 70%
+	+
現 場 管 理 費 (現場管理費+据付間接費+設計技術費)	本市設計金額の 70%
+	+
一 般 管 理 費 等 (一般管理費等+機器費の一般管理費等)	本市設計金額の 30%

} 未満の場合

\*機器費(修理費含む)は、当該機器製作者の一般管理費等を除く。

### 5. 諸設備工事（クレーン関係）・特殊工事（防潮鉄扉関係）

項 目	数 値 的 判 断 基 準
直 接 工 事 費 (直接製作費・直接工事費・電気設備工事の機器単体費)	本市設計金額の 75%
+	+
共 通 仮 設 費	本市設計金額の 70%
+	+
現 場 管 理 費 (間接製作費・現場管理費・据付間接費・設計技術費・電気設備工事の機器間接費)	本市設計金額の 70%
+	+
一 般 管 理 費 等	本市設計金額の 30%

} 未満の場合

注) 特殊な工事など、上記によらない場合があります。

設計書に添付の低入札価格根拠資料作成要領に記載しますので、ご確認ください。